

【会員事業者用】

令和6年度税制改正等に関するアンケート調査票

日本商工会議所

【基本情報】

所属商工会議所			
貴社名			
ご回答者名			
ご回答者の部署			
ご回答者の役職			
連絡先電話番号			
メールアドレス			
業 種	製造業 金融業 サービス業	卸売業 印刷業 土業	小売業 情報通信業 その他 ()
建設業	不動産業		
主な取引形態	B to B / B to C	決算月	月
従業員数 (パート・アルバイト含む)	人	パート・ アルバイトの人数	人
資本金	万円	資本剰余金(※)	なし/あり (万円)
直近期売上高	万円	直近期の当期純利益	黒字 / 赤字

(※) 貸借対照表 (B/S) の純資産の部における、資本準備金とその他資本剰余金の合計額
 (当期純利益を積み上げていく利益剰余金とは異なります)

【目 次】

I. 中小企業の自己変革への挑戦を後押しする税制	P. 2
1. 資材・エネルギー価格の高騰や価格転嫁の対応状況	P. 2
2. 中小企業向け賃上げ促進税制	P. 2
3. 交際費課税の特例	P. 4
4. 少額減価償却資産の特例	P. 5
5. 商業地に係る固定資産税の負担調整措置	P. 6
II. わが国のビジネス環境整備等に資する税制	P. 6
1. 地方拠点強化税制	P. 6
III. 円滑な事業承継の実現に資する税制	P. 7
1. 事業承継税制	P. 7
2. M&Aの促進に資する税制	P. 9
IV. 納税環境の整備・納税協力負担の軽減	P. 9
1. インボイス制度	P. 9
2. 電子帳簿保存法 (電子取引のデータ保存)	P. 9
V. 自由記述	P. 10

Ⅰ. 中小企業の自己変革への挑戦を後押しする税制

1. 資材・エネルギー価格の高騰や価格転嫁の対応状況

①資材・エネルギー価格の高騰による経営への影響について、以下から1つ選択してください。

- ☐ 大きな影響がある
- ☐ 多少は影響がある
- ☐ ほとんど影響はない

②価格転嫁の状況について、以下から1つ選択してください。

- ☐ 全く転嫁できていない → ③へ
- ☐ 一部転嫁できていない → ③へ
- ☐ 全て転嫁できている
- ☐ コストが増加していないため転嫁する必要がない

③②で「全く転嫁できていない」、「一部転嫁できていない」と回答した方に伺います。

価格転嫁ができないことによる収益の圧迫について、どのような対策をとられていますか。以下から選択してください（複数回答可）。

- ☐ 新規事業など新たな収益の柱を模索している
- ☐ 顧客の新規開拓に力を入れている
- ☐ 予定していた設備投資を縮小・延期・中止する
- ☐ 人件費を圧縮する（賃上げ見送り等）
- ☐ 社員の新規採用や雇用延長を控える
- ☐ 工場や事務所の新設・移転を見送る・統廃合する
- ☐ 新製品・新サービスの研究開発を縮小・延期・中止する
- ☐ 純資産（利益剰余金等）の取り崩し、借入金の増加
- ☐ 特に対策はしていない
- ☐ その他

↳ 具体的な内容（_____）

2. 中小企業向け賃上げ促進税制

<制度の概要>（参考資料P. 2）

給与等支払総額が対前年度比 1.5%以上増で増加額の 15%（最大 40%）を税額控除する措置

①直近期あるいは今期における賃上げについて、以下から1つ選択してください。

- ☐ 賃上げを実施した／する予定 → ②③へ
- ☐ 賃上げを実施していない／しない予定

②①で「賃上げを実施した／する予定」と回答した方に伺います。

賃上げの内容について、当てはまるものを以下から選択してください（複数回答可）。

- ☐ 定期昇給
- ☐ ベースアップ
- ☐ 賞与（一時金）の増額
- ☐ 新卒者の初任給の増額
- ☐ 再雇用者の賃金の増額
- ☐ その他

↳ 具体的な内容（_____）

③①で「賃上げを実施した／する予定」と回答した方に伺います。

賃上げ率（前期比）はどの程度でしたか／どの程度を予定していますか（おおよそで結構です）

約 _____ %

④中小企業向け賃上げ促進税制（旧：所得拡大促進税制）の活用状況について、以下から選択してください（複数回答可）。

- ☐ 今期活用する予定
- ☐ 直近期中で活用した
- ☐ 2～3期前に活用した
- ☐ 3期以上前に活用したことがある
- ☐ 制度は知っているが、活用したことはない
- ☐ 中小企業向け賃上げ促進税制を知らない

⑤直近期中・今期の両方で税制を活用しない（活用しない予定）の方にお伺いします。

活用しない理由について、以下から選択してください（複数回答可）。

- ☐ 給与等支給総額の前年度比 1.5%以上の要件を満たせないため
(主に、賃上げしていない、あるいは賃上げ幅が少額であることに因るもの)
- ☐ 給与等支給総額の前年度比 1.5%以上の要件を満たせないため
(主に、退職者等により給与等支給総額が減少したことに因るもの)
- ☐ 法人税額（所得税額）がゼロであるため
- ☐ 法人税額（所得税額）が少額であり、税額控除のメリットが少ないため
- ☐ 手続きが複雑なため
- ☐ 中小企業向け賃上げ促進税制を知らないため
- ☐ その他

↳ 具体的な内容（_____）

⑥中小企業向け賃上げ促進税制について改善を求めたい点について、以下から 3つまで選択 してください。

- ☐ 繰越控除措置の創設 ※賃上げした期に税制適用ができなかった場合に、翌期以降に繰越して適用
- ☐ 控除率の引き上げ ※現行の控除率は 15%～最大 40%
- ☐ 控除上限の引き上げ ※現行の控除上限は法人税額の 20%まで
- ☐ 給与等支払総額の対前年度比率の引下げ
※現行は給与等支給総額が前年度と比べて最低 1.5%以上増加することが要件
- ☐ 継続雇用者への給与等支給額の比較による要件の創設
- ☐ 教育訓練費の上乗せ要件の拡充・要件緩和
- ☐ 教育訓練費に係る税額控除制度の創設 ※上乗せ措置から切り離して創設
- ☐ その他

↳ 具体的な内容（_____）

⑦中小企業向け賃上げ促進税制についてご意見があれば、以下にご記入ください。

3. 交際費課税の特例

＜制度の概要＞（参考資料 P. 3）

中小企業は800万円までの交際費等全額損金算入と接待飲食費50%損金算入を選択適用できる措置。

なお、本特例とは別に、1人あたり5,000円以下の飲食費（社内飲食費を除く）については、交際費に該当せず全額損金算入することが可能。（以下、「**5,000円基準**」）

①交際費を支出する目的について、以下から選択してください。（**複数回答可**）

- ☐ 新規顧客開拓による取引先の拡大のため
- ☐ 既存の取引先との良好な関係構築によるさらなる取引拡大のため
- ☐ 既存の取引先との良好な関係構築による取引維持のため
- ☐ 取引先や取引額の増減には影響しないと考えられるが、付き合いのため
- ☐ その他

↳ 具体的な内容（_____）

②交際費の使途について、以下から選択してください。（**複数回答可**）

- ☐ 接待（飲食費、ゴルフ、旅行等）
- ☐ 慶弔（香典、新装開店時の花輪等）
- ☐ 贈答（お中元、歳暮、手土産等）
- ☐ 謝礼（得意先従業員等に対するインセンティブのギフト券等）
- ☐ その他（具体的な内容：_____）

③コロナ禍前（2019年頃）、コロナ禍（2020～2021年頃）、現在（2022～2023年頃）の交際費の年間支出額の推移について以下にご記入ください。（**おおよそで結構です**）

コロナ禍前	コロナ禍	現在
年間約 _____ 万円	年間約 _____ 万円	年間約 _____ 万円

④今後の交際費の支出見込みについて、以下から **1つ選択** してください。

- ☐ 交際費は増加していく見込み
- ☐ 交際費は同程度の水準となる見込み
- ☐ 交際費は減少していく見込み

⑤5,000円基準に該当し、交際費に該当しなかった飲食費（会議費として計上）の直近期における年間支出総額について以下にご記入ください。（**おおよそで結構です**）

年間約 _____ 万円

⑥貴社における、取引先との飲食接待に係る平均額（1回・1人あたりの額）について、以下にご記入ください。（単位：円）（**おおよそで結構です**）

1人あたり _____ 円

⑦⑥で **5,000円以下の金額** で回答した方に伺います。

取引先との飲食接待費について、以下から **1つ選択** してください。

- ☐ 一人当たり5,000円以下に収めるよう社内で規定している
- ☐ 社内で規定まではしていないが、5,000円基準を意識している
- ☐ 5,000円基準は意識したことは無い

⑧⑥で 5,000 円以下の金額で回答した方に伺います。

仮に、5,000 円基準が引き上がった場合、貴社における取引先との飲食接待に係る 1 回・1 人あたりの平均額を上げたいですか。以下から **1 つ選択** してください。

- () 取引先との飲食接待に係る平均額を上げたい
() 取引先との飲食接待に係る平均額は変わらない

⑨仮に 5,000 円基準を引き上げる際に、妥当だと考える金額について、以下にご記入ください。(単位：円)

1 回・1 人あたり _____ 円

⑩交際費の課税特例について見直すべき点がございましたら、以下から **1 つ選択** してください。

- () 損金算入可能な飲食費の上限（1 人あたり 5,000 円以下）の引上げ
() 中小法人の全額損金算入可能な上限金額（800 万円以下）の拡大
() 損金算入可能な飲食費総額の割合（50％）の引上げ（中小法人の場合、800 万円までの全額損金算入と選択適用）
() 交際費に該当する費用の種類（飲食費、贈答費、慶弔費）の拡大
 ↳ 具体的な内容（ _____ ）
() その他
 ↳ 具体的な内容（ _____ ）

4. 少額減価償却資産の特例

<制度の概要>（参考資料 P. 4）

中小企業は 30 万円未満の減価償却資産であれば即時に全額損金算入できる措置（取得価額合計の年間限度額は 300 万円以下）

①直近期における少額減価償却資産の特例の年間支出総額について以下にご記入ください。(単位：万円) **(おおよそで結構です)**

年間約 _____ 万円

②本特例で取得した少額減価償却資産について、以下にご記入ください。

③取得価格の上限（30 万円未満）を超えてしまい、本特例が活用できなかった事例があれば、以下にご記入ください。(具体的なモノ、金額等)

④その他、本税制について見直すべき点がございましたら、以下から **1 つ選択** してください。

- () 取得価額の上限（30 万円未満）の引上げ
() 年間限度額（300 万円）の引上げまたは撤廃
() 償却資産に係る固定資産税（地方税）の申告対象からの除外
() その他
 ↳ 具体的な内容（ _____ ）

5. 商業地に係る固定資産税の負担調整措置（参考資料 P. 5～6）

＜参考＞都市部の商業地における地価公示価格の変動率

出典：国土交通省「令和5年地価公示」

圏域・地域別	変動率（商業地）
東京圏	+3.0%
大阪圏	+2.3%
名古屋圏	+3.4%
地方四市（札幌市、仙台市、広島市、福岡市）	+8.1%

- ①令和6年度は、3年に1度の土地・家屋に係る固定資産税の評価額の見直しが行われ、商業地に係る固定資産税の負担調整措置も期限切れを迎えます。都心部を中心に地価が上昇する中で、赤字法人も負担している固定資産税が増税となった場合、経営にどの程度影響がありますか。以下から1つ選択してください。

- ☐ 大きな影響がある → ②へ
☐ 多少は影響がある → ②へ
☐ ほとんど影響はない
☐ 土地に係る固定資産税は負担していない（自社所有の土地は無い）

- ②①で「大きな影響がある」、「多少は影響がある」と回答した方に伺います。

固定資産税が増税することにより、経営にどのような影響があると予想されますか。当てはまるものを以下から選択してください（複数回答可）。

- ☐ 予定していた設備投資を縮小・延期・中止する
☐ 人件費を圧縮する（賃上げ見送り等）
☐ 社員の新規採用や雇用延長を控える
☐ 工場や事務所の新設・移転を見送る・統廃合する
☐ 新製品・サービスの開発・展開を縮小・延期・中止する
☐ 研究開発を縮小・延期・中止する
☐ その他

↳ 具体的な内容（_____）

- ③商業地に係る固定資産税の負担調整措置について、改善を求めたい点等がありましたら、以下にご記入ください。

II. わが国のビジネス環境整備等に資する税制

1. 地方拠点強化税制

＜制度の概要＞（参考資料 P. 8～9）

本社機能（事務所・研究所・研修所）の地方への移転や、地方における拠点強化を行う事業者に対する減税措置

- ①令和4年4月1日から現在までの期間における地方拠点強化税制の活用状況について、以下から1つ選択してください。
- ☐ 活用したことがある（現在、準備中含む）
☐ 活用しようと思ったが、活用できなかった
☐ 活用していない（活用するつもりはない）
☐ 本税制を知らない

②今後3年程度における拠点強化の意向について、以下から選択してください

(複数回答可)。

- ☐ 本社を移転する予定
- ☐ 本社を拡充する予定
- ☐ 支店・事務所等を新設・拡充する予定
- ☐ 工場を新設・拡充する予定
- ☐ 研究所・研修所を新設・拡充する予定
- ☐ 福利厚生施設(社員寮・食堂等)を新設・拡充する予定
- ☐ 移転・新設・拡充の予定は無い

③拠点強化を行う理由・メリットについて、以下から選択してください(複数回答可)。

- ☐ 就労環境の改善
- ☐ 賃料削減・不動産売却
- ☐ 業務効率化(輸送・移動コストの低減)
- ☐ 自然災害等のリスク低減・分散
- ☐ 優秀な人材の確保(採用・定着)
- ☐ 地域貢献
- ☐ 特になし
- ☐ その他

↳ 具体的な内容 ()

Ⅲ. 円滑な事業承継の実現に資する税制

1. 事業承継税制

＜制度の概要＞(参考資料P. 10~13)

自社株を贈与・相続するときの税負担がゼロとなる特例措置。2018年に創設、10年間の時限措置。特例を受けるためには、2024年3月末までに「特例承継計画」を提出し、エントリーが必要。

①現経営者のご年齢について、以下から1つ選択してください。

- ☐ 39歳以下 ☐ 40代 ☐ 50代 ☐ 60代 ☐ 70代 ☐ 80歳以上

②後継者について、以下から1つ選択してください。

- ☐ 親族内の後継者がいる ☐ 親族外の後継者がいる(従業員等)
- ☐ 後継者がいない・後継者未定

③後継者への株式の譲渡方法(実施中・検討中含む)について、以下から選択してください(複数回答可)。

- ☐ 暦年贈与(年110万円までの基礎控除あり)
- ☐ 相続時精算課税制度
- ☐ 法人版事業承継税制特例措置
- ☐ 株式の買取資金確保のため後継者の給与を増やす
- ☐ 株式の買取資金確保のため後継者が借り入れする
- ☐ 具体的な方法は考えていない
- ☐ 後継者への株式譲渡を実施・検討したことが無い(後継者未定等)

④法人版事業承継税制特例措置（以下、事業承継税制）の利用・検討状況について、以下から**1つ選択**してください。

- ☐ 特例承継計画を提出し、相続税の納税猶予を受けている → ⑤へ
- ☐ 特例承継計画を提出し、贈与税の納税猶予を受けている → ⑤へ
- ☐ 特例承継計画を提出したが、猶予はまだ受けていない → ⑥へ
- ☐ 特例承継計画の提出を検討中 → ⑥⑦へ
- ☐ 事業承継税制の利用を検討したものの利用しないことにした → ⑨へ
- ☐ 事業承継税制の利用を検討したことが無い

⑤④で「特例承継計画を提出し、納税猶予を受けている」と回答した方に伺います

計画を提出してから、代表権の承継までに要した期間について以下にご記入ください。

（おおよそで結構です）

約 年 月

⑥④で「特例承継計画を提出したが、猶予はまだ受けていない」「特例承継計画の提出を検討中」と回答した方に伺います。

贈与の実施予定について、以下から**1つ選択**してください。

- ☐ 2027年12月までに贈与を行うことを予定済み（まだ贈与は行っていない）
- ☐ 特例承継計画を提出した（提出する目途がついている）ものの、贈与するか未定
- ☐ その他

⑦④で「特例承継計画の提出を検討中」と回答した方に伺います。

特例承継計画の提出目途について、以下から**1つ選択**してください。

- ☐ 計画提出期限（2024年3月末）までに特例承継計画を提出する予定
- ☐ 特例承継計画を提出する目途がついていない

⑧事業承継税制に改善を求めたい点について、以下から**3つまで選択**してください。

- ☐ 特例承継計画の提出期限（2024年3月まで）の延長
- ☐ 特例事業承継税制（10年間の時限措置）の恒久化
- ☐ 外国子会社株式の対象化（納税猶予額の算定基礎となる適用対象株式を拡大）
- ☐ 既に一般事業承継税制で贈与税の納税猶予を受けている中で、相続が発生した場合の特例事業承継税制への切り替え
- ☐ 都道府県・税務署への提出書類の簡素化
- ☐ 書類提出の不備等に対する宥恕規定※の明確化
- ☐ 経営承継円滑化法における遺留分に関する民法特例の対象者拡大
- ☐ 信託を利用して後継者に株式を移動させた際の事業承継税制の適用化
- ☐ 適用要件の緩和

↳ 具体的な内容（_____）

- ☐ その他

↳ 具体的な内容（_____）

⑨④で「税制の利用を検討したものの利用しないことにした」と回答した方に伺います。

事業承継税制の利用を検討したものの利用しないと決めた理由について、以下にご記入ください。

2. M & Aの促進に資する税制（参考資料P. 14）

①M & A（買収）の検討・実施状況について、以下から1つ選択してください。

- ☐ 1回買収した → ②へ
- ☐ 2回買収した → ②へ
- ☐ 3回以上買収した → ②へ
- ☐ 検討したが買収まで至らなかった
- ☐ 検討・実施していない

②①で「買収したことがある」と回答した方に伺います。

M & A（買収）をした時期や、買収した企業の業種、買収した経緯・目的等について、ご記入ください。（複数回実施した場合は、直近の案件をご記入ください。）

③M & A（株式取得）の後押しに必要な税制措置について、以下から選択してください
（複数回答可）。

- ☐ 仲介手数料の損金算入
- ☐ 財務・法務等の調査費用（デューデリジェンス費用）の損金算入
- ☐ 株式取得対価の準備金制度（取得時に損金算入、一定期間経過後に益金算入）
※経営資源集約化税制
- ☐ その他
↳ 具体的な内容（_____）
- ☐ 特になし

IV. 納税環境の整備・納税協力負担の軽減

1. インボイス制度（参考資料P. 15～16）

①2023 年 10 月からインボイス制度の開始が予定されています。インボイス発行事業者の登録申請状況について、以下から1つ選択してください。

- ☐ 登録申請した ☐ 登録申請する予定 ☐ 登録申請を行うか検討中
- ☐ 今のところ予定はないが、取引先から要請があれば検討する
- ☐ 登録申請は行わない
- ☐ 制度の内容を理解しておらず、何もしていないし、検討もしていない

②制度開始が目前と迫る中、貴社におけるインボイス制度に関する課題や懸念事項等がございましたら、以下にご記入ください。

2. 電子帳簿保存法（電子取引データの保存）（参考資料P. 17）

2024 年 1 月から、メールやウェブ上でやり取りした電子ファイルをデータで保存することが義務付けられておりましたが、令和 5 年度税制改正により、中小企業の経理実務に即した措置が講じられ、その結果、2024 年 1 月以降も多くの中企業が従来の保存方式で可能となりました。

①令和５年度税制改正で講じられた新たな猶予措置等について、以下から１つ選択してください。

- () 猶予措置の内容について理解している
- () 聞いたことはあるが、猶予措置の内容は深く理解していない
- () 電子取引のデータ保存義務が始まることは知っているが、猶予措置があることは知らない
- () 電子取引のデータ保存義務化自体を知らない

②電子帳簿保存法では、電子取引データについて、原則として「日付・金額・取引先」が検索できるようにする検索機能の確保の要件が定められています。貴社における対応方法について、以下から選択してください（複数回答可）。

- () 既にシステムを導入して対応済である
- () 今後、システムを導入して対応する予定
- () 表計算ソフトや規則性のあるデータファイル名の入力等により対応済
- () 表計算ソフトや規則性のあるデータファイル名の入力等により対応予定
- () 新たな猶予措置や例外措置を活用し、書面を出力して保存する予定
- () まだ対応方法を決めていない
- () その他 ()

③電子帳簿保存法について、ご意見等がございましたら、以下にご記入ください。

V. 自由記述

商工会議所の税制改正に関する意見として、盛り込むべきご意見等がございましたら、自由にご記入ください。

This image shows a completely blank white page. It is surrounded by a thick black border, which appears to be the edge of a scanner or a frame. There are no markings, text, or illustrations on the page itself.

～ 調査にご協力いただき、誠にありがとうございました ～

以上

令和6年度税制改正等に 関するアンケート調査

参考資料

2023年5月
産業政策第一部

目次

①

-
1. 中小企業の自己変革への挑戦を後押しする税制 P.2
 2. わが国のビジネス環境整備等に資する税制 P.7
 3. 円滑な事業承継の実現に資する税制 P.10
 4. 納税環境の整備・納税協力負担の軽減 P.15

1. 中小企業の自己変革への挑戦を後押しする税制

②

中小企業向け賃上げ促進税制（旧：所得拡大促進税制）

- 中小企業が、前年度より給与等を増加させた場合、その増加額の一部を法人税（個人事業主は所得税）から税額控除できる制度
- 岸田政権が掲げる「成長と分配の好循環」の実現に向け、令和4年度税制改正で税額控除率が最大40%に大幅拡充された。適用期限は2024年3月まで

【中小企業向け賃上げ促進税制の概要】

適用要件

税額控除

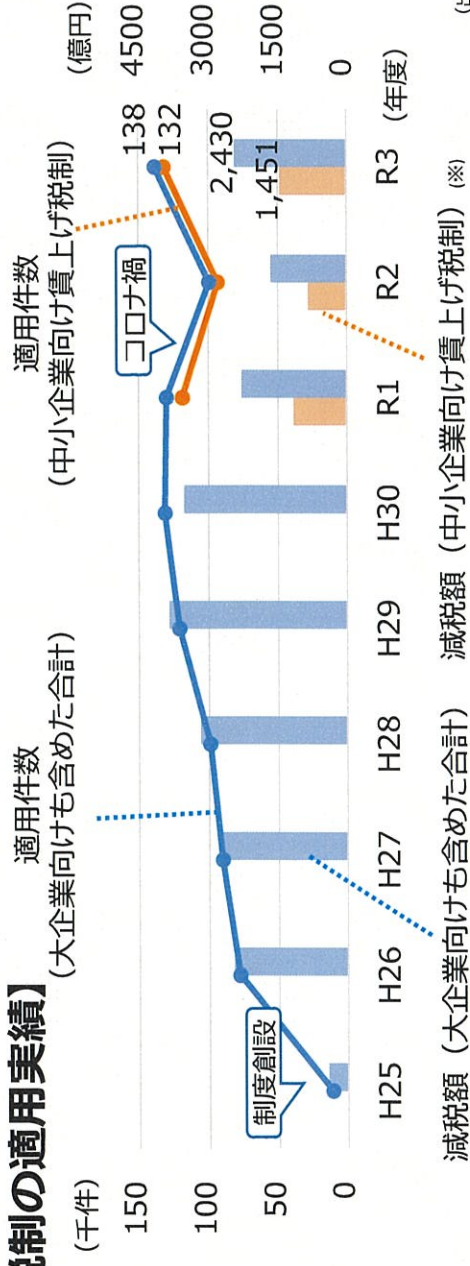
雇用者給与等支給額が前年度と比べて1.5%以上増加	↑	控除対象雇用者給与等支給増加額の15%を法人税額または所得税額から控除
雇用者給与等支給額が前年度と比べて2.5%以上増加	↑	控除対象雇用者給与等支給増加額の30%を控除
教育訓練費の額が前年度と比べて10%以上増加	↑	税額控除率を10%上乘せ



…給与等支給総額が対前年比1.5%以上増加の場合
…給与等支給総額が対前年比2.5%以上増加の場合
…教育訓練費が対前年比10%以上増加の場合

※控除額は、法人税額等の20%が上限

【税制の適用実績】



※中小企業は令和元年度から集計

(出典) 財務省 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書

1. 中小企業の自己変革への挑戦を後押しする税制

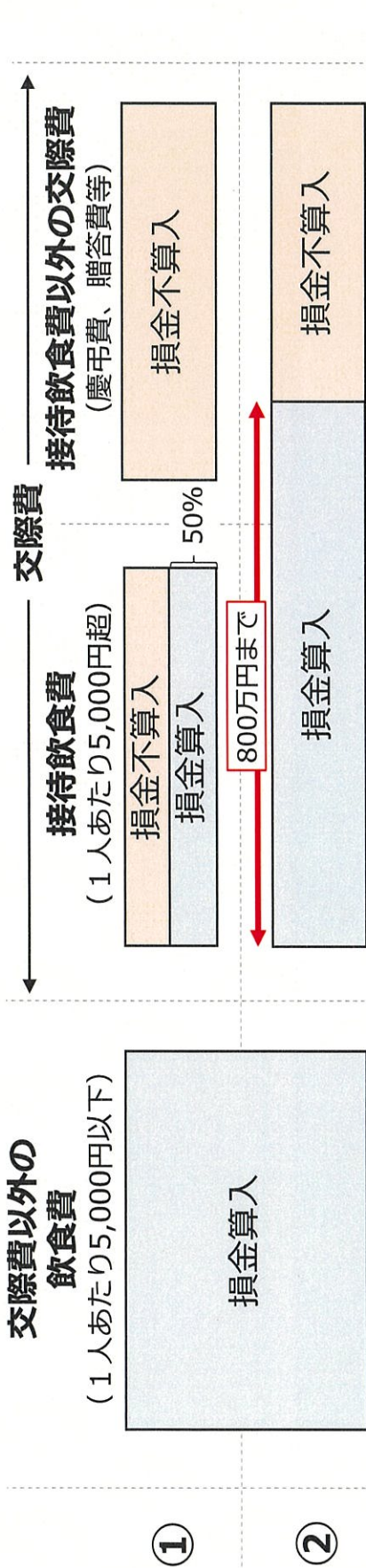
交際費課税の特例

③

- 中小企業の場合、①接待飲食費の50%の損金算入、または②交際費のうち800万円までを全額損金算入、を選択できる制度（大企業は①のみ適用可能）
- 適用期限は2024年3月まで
- 1人当たり5,000円以下の飲食費は交際費等の範囲から除かれており、損金算入が可能

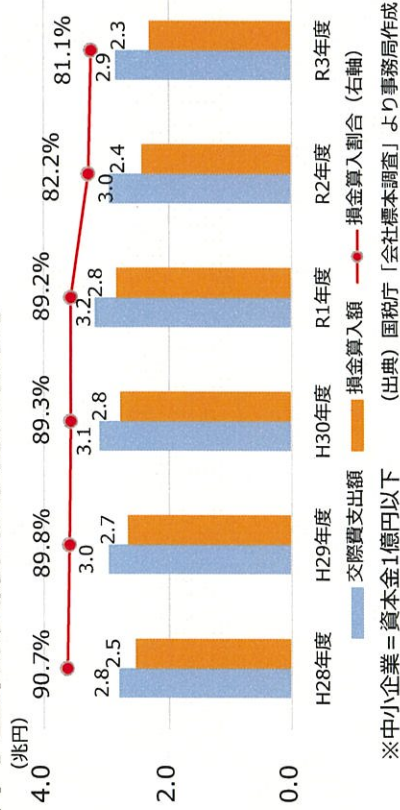
【交際費課税の特例措置】

（①②のどちらかを選択、大法人は①のみ適用可）



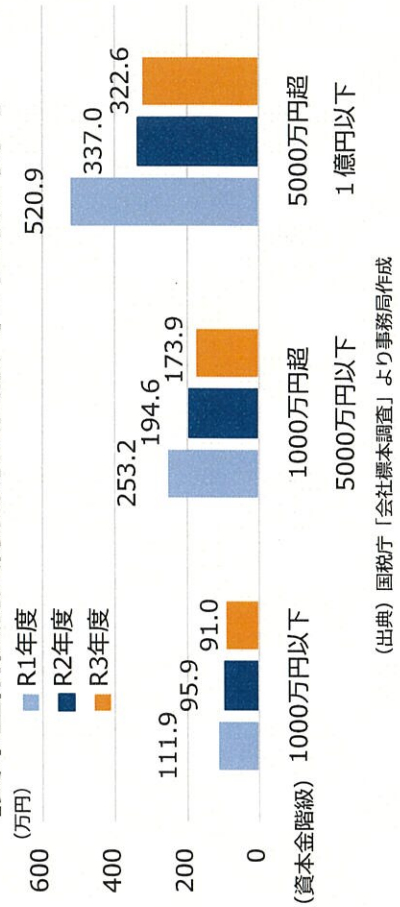
※「交際費等」とは、交際費、接待費、機密費その他の費用。得意先、仕入先その他事業に係のある者等に対する、接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のための支出。

【中小企業の交際費支出額の推移】



※中小企業＝資本金1億円以下（出典）国税庁「会社基本調査」より事務局作成

【資本金階級別交際費等支出額（1社あたり）】



（出典）国税庁「会社基本調査」より事務局作成

1. 中小企業の自己変革への挑戦を後押しする税制

少額減価償却資産の損金算入特例

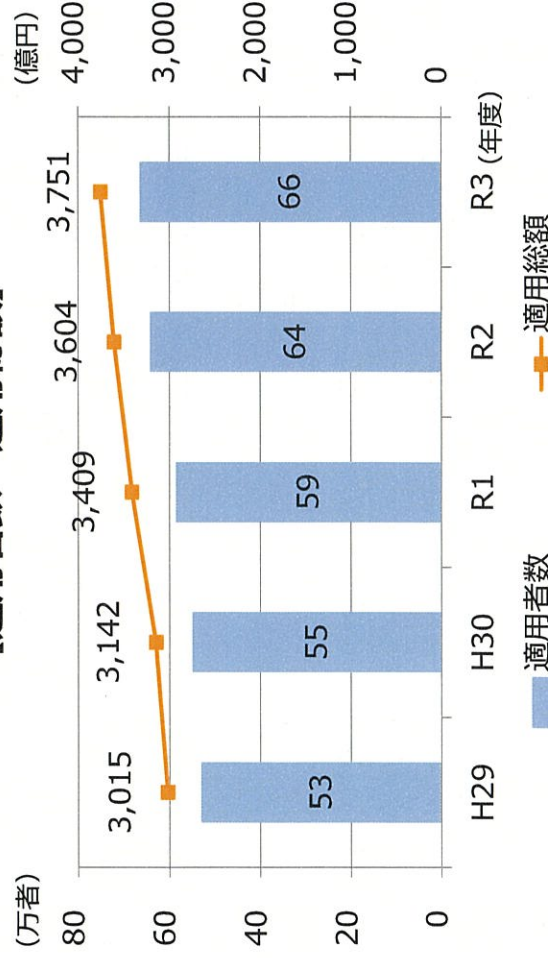
④

- 従業員500人以下の中小企業が取得した30万円未満の減価償却資産について、合計300万円まで全額損金算入を認める制度
- 適用期限は2024年3月まで

取得価額	償却方法	償却資産課税(地方税)
30万円未満 ※合計300万円まで	全額損金算入 (即時償却)	課税される
20万円未満	3年間で均等償却(注) (残存価額なし)	課税されない ※少額減価償却資産の特例を 利用する場合は課税される
10万円未満	全額損金算入 (即時償却)	

(注) 20万円未満の減価償却資産であれば、3年間で毎年1/3ずつ損金算入することが可能

【適用者数・適用総額】



(出典) 財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」

【IoT機器やソフトウェアの利用事例】

▼ パソコン
10万円～30万円

▼ 経理会計ソフト
15万円～30万円

▼ web会議用機材セット
10万円～20万円

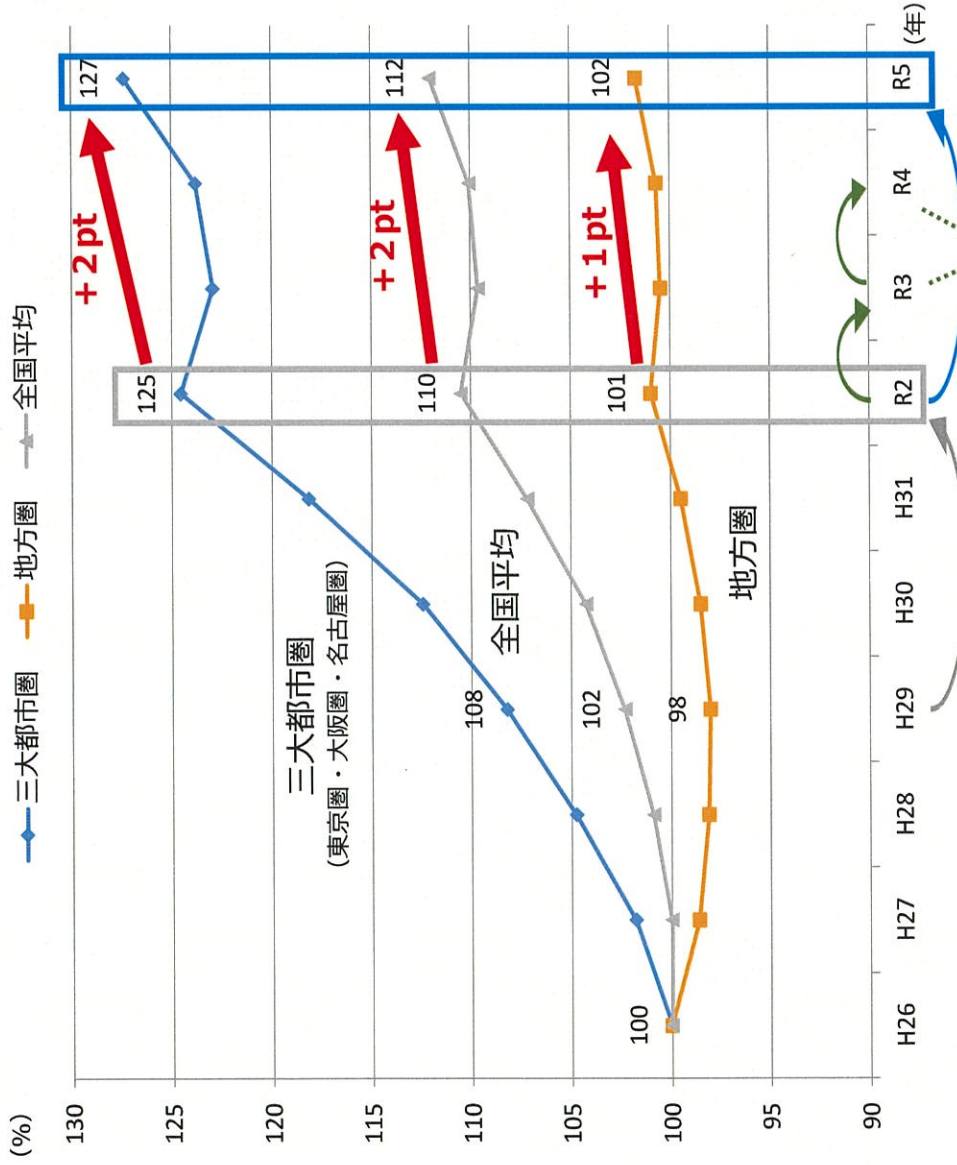
▼ タブレット端末
5万円～15万円

1. 中小企業の自己変革への挑戦を後押しする税制

商業地の地価動向（令和5年度地価公示）

⑤

【公示地価の推移】（H26年＝100とした場合）



土地固定資産税評価額は3年に一度見直し
⇒ 令和6年～8年の固定資産税評価は、
令和5年1月1日の地価公示を基に算定される

令和3年度は評価替えを行った結果、課税額が上昇する
全ての土地について令和2年度税額に据え置かれた
令和4年度は、課税額が上昇する商業地等について税額
の上昇分を半減する措置が講じられた

（出典）国土交通省
「地価公示」

【商業地の変動率上位10か所】

順位	標準地番号	公示価格 (円/㎡)	変動率 (%)
1	横浜西5-6 (神奈川県)	2,600,000	13.5
2	横浜神奈川5-11 (神奈川県)	3,100,000	11.5
3	川崎川崎5-13 (神奈川県)	568,000	10.5
4	相模原緑5-4 (神奈川県)	502,000	10.3
5	船橋5-2 (千葉県)	291,000	10.2
6	市川5-9 (千葉県)	611,000	10.1
7	市川5-6 (千葉県)	745,000	10.0
8	流山5-5 (千葉県)	768,000	10.0
9	市川5-2 (千葉県)	717,000	10.0
10	市川5-1 (千葉県)	819,000	9.9

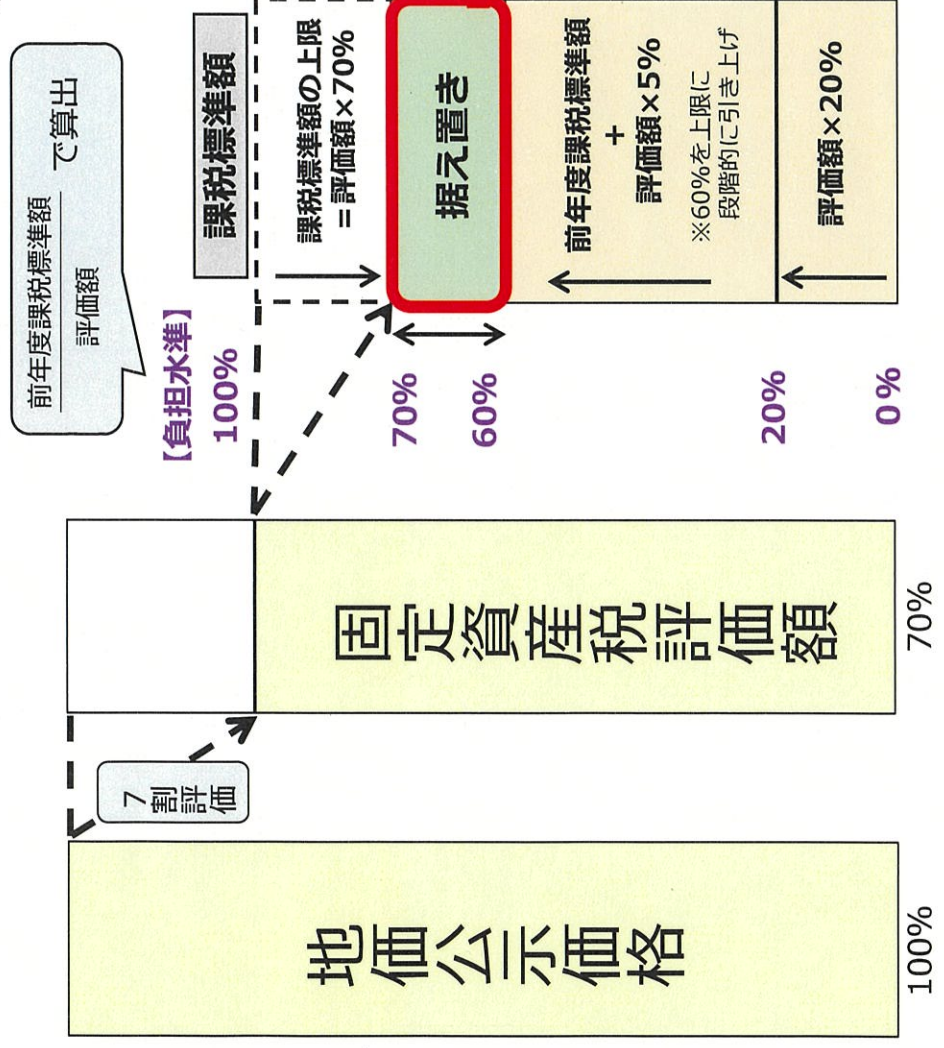
1. 中小企業の自己変革への挑戦を後押しする税制

商業地等の固定資産税の負担調整措置

⑥

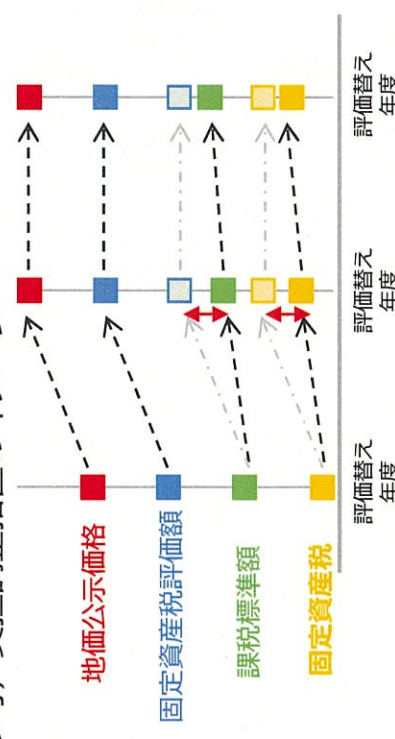
- 固定資産税では、3年に1回、土地・家屋に係る「評価替え」を行い、価格の変化を反映しているが、令和6年度が評価替えの年度となっている
- 評価替えに際しては、価格の変動に伴う税負担の激変を緩和するため、商業地等の固定資産税の負担調整措置の見直しに向けた議論も行われる見込み

【商業地等の負担調整措置の概要】



土地の固定資産税額 = 課税標準額 × 税率 1.4%

(参考) 負担調整措置のイメージ



地価が大きく上昇（負担水準が60%未満）しても、課税標準額、固定資産税の上昇幅が緩やかになるよう調整（=税負担が軽減）される

全国的な課税標準額を固定資産税評価額の60%～70%の間に収斂させることが目的

※東京都では条例による減額措置が講じられている

・商業地等の負担水準上限の引き下げ

（上限70%⇒65%、23区内のみ）

・税額が前年度の1.1倍を超える場合、

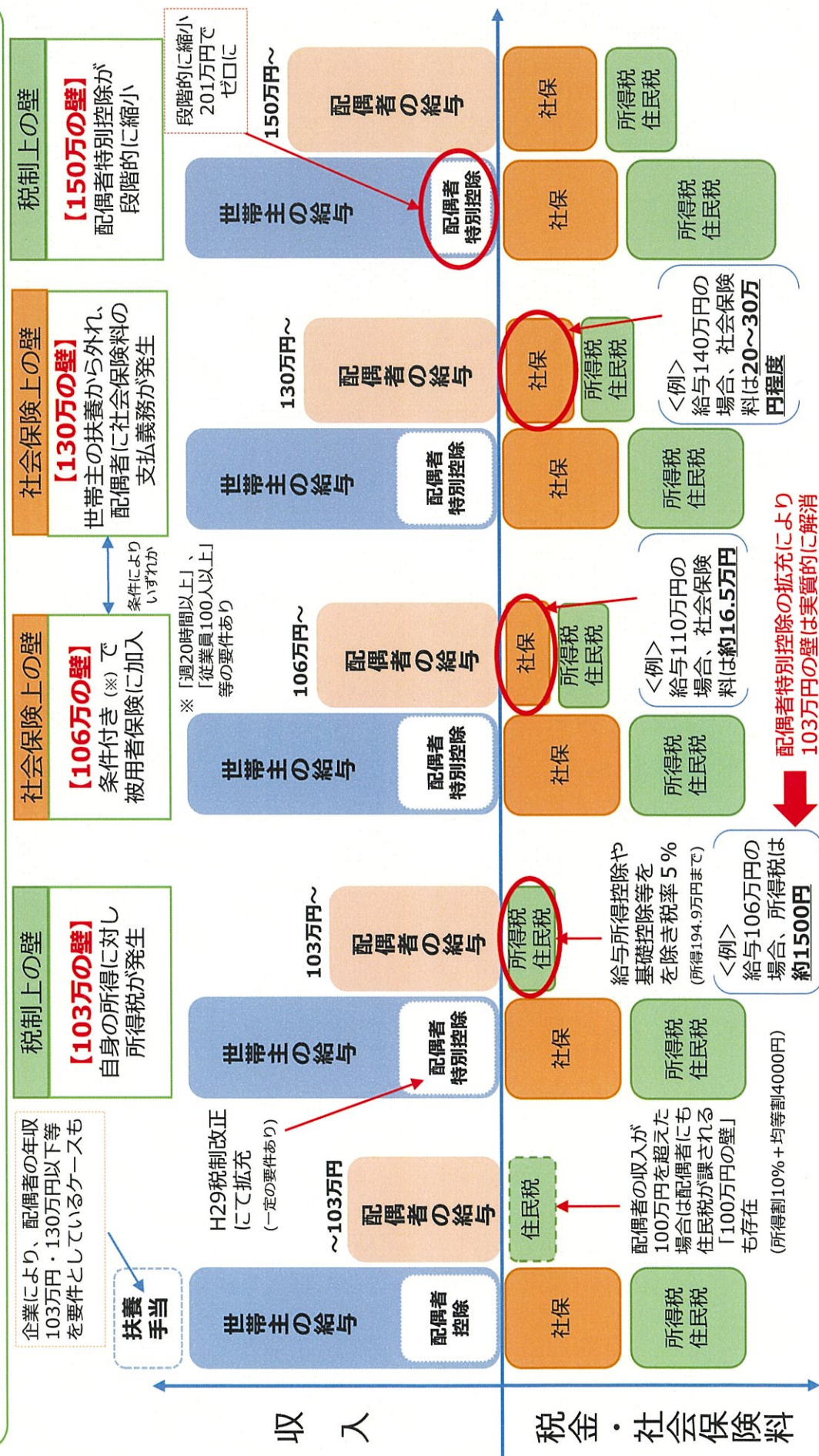
その超える額を減額

2. わが国のビジネス環境整備等に資する税制

⑦

【参考】103万円/106万円/130万円/150万円の壁

- 人材確保や物価高への対応、最低賃金の引上げ等により、賃上げに踏み切る中小企業は多い
- 一方、賃上げをしたことで、「103/130万円の壁」等を意識した労働時間の調整を行う従業員が増え、代替人材の確保に苦慮しているとの声も多い



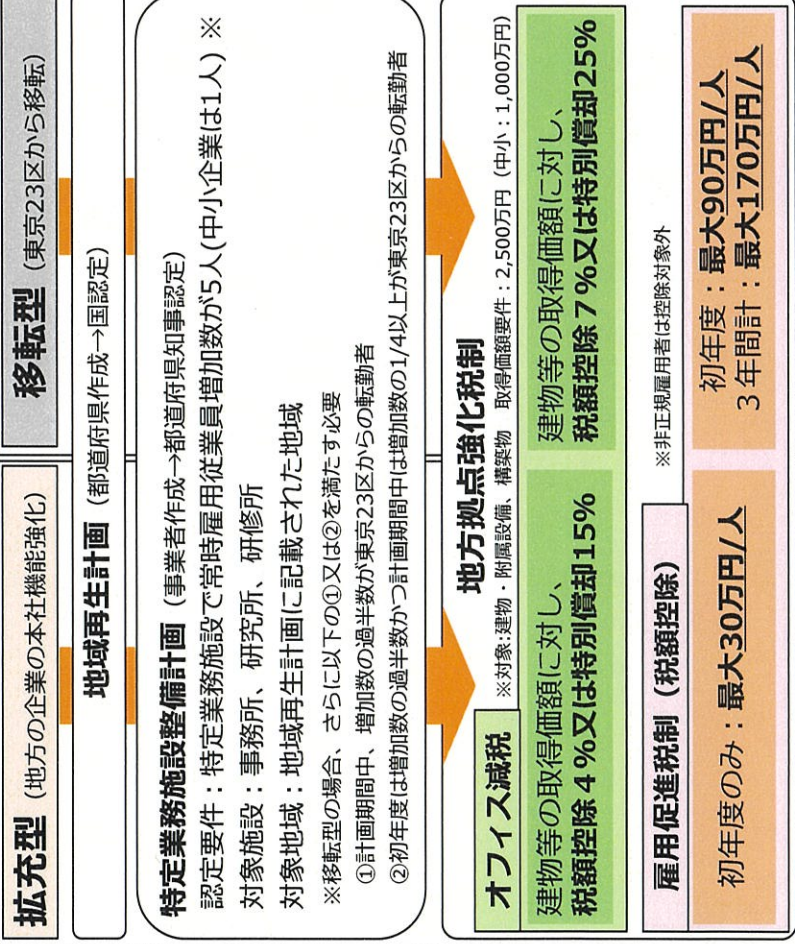
2. わが国のビジネス環境整備等に資する税制

⑧

地方拠点強化税制

- 本社機能（事務所・研究所・研修所）の地方への移転や、地方における拠点強化を行う事業業者に対する減税措置
- コロナ禍を踏まえた地方創生の実現に向け、本社機能等の地方への移転・分散化、地方における新たな拠点整備を通じた雇用創出を後押しするため、令和4年度税制改正で拡充・延長（令和5年度末まで）
- 事業計画の認定件数は593件（移転型58件、拡充型535件）、雇用創出数は25,434人

地方拠点強化税制の概要



令和4年度税制改正のポイント

- 対象事業部門に**情報サービス事業部門（ソフトウェア開発等）を追加**
※これまで事務所については、調査・企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、その他管理業務部門が対象
- 対象となる地域に「事業者の立地を目的として地方自治体が情報通信環境の整備を行っている地域」を追加（拡充型が対象）
※これまで産業集積を目的に工業団地の整備を想定されていたが、コロナ禍におけるリモートワークの進展等を踏まえ、対象地域の要件を緩和
- 中小企業が整備計画の認定を受ける場合の従業員要件が**1名以上増加に緩和**（現行2名以上増加）
- 中小企業が雇用促進税制の適用を受ける場合、対象となる従業員の増加数について、**要件を廃止**（現行2名以上増加）
- オフィス減税の対象となる地方拠点の整備期間を**3年以内に延長**（現行2年以内）
- 雇用促進税制の対象となる従業員について、**地方拠点整備完了前に新規雇用した従業員を追加**
- 雇用促進計画の提出期限を、整備計画認定後**3カ月以内に延長**（現行2カ月以内）等

2. わが国のビジネス環境整備等に資する税制

地方拠点強化税制

⑨

移転型の想定例

- 東京23区に本社を置く企業が、地方に本社を移転
 - 地方に研究所を建設し、東京23区の本社から研究開発機能を移転
 - 東京23区に本社を置く企業が、地方に本社機能の一部を移転
- ※首都圏の一部地域への移転は対象外（下図）



拡充型の想定例

- 地方に本社を置く企業が、本社や研究所を増築・新設
 - 地方に本社を置く企業が、別の地方に本社の一部を移転
 - 地方において、新しく起業するために本社を整備
- ※首都圏、中部圏、近畿圏の一部地域での拡充は対象外（下図）



【事例】金属製品製造業（資本金1,600万円、従業員60名）

- ボルト等の金属パーツ品の設計・開発・製造等を展開
- リニア新幹線をはじめとする需要増への対応や、首都直下地震等の災害リスクに備え、本社機能をつくば市に移転



【事例】総合工事業（資本金61.2億円、従業員943名）

- 基礎・地盤改良・法面等の特殊土木分野を中心に展開
- 機能低下が課題となっていた技術研究所の刷新と次世代の技術開発に向け、R&Dセンターを整備



【事例】造船業（資本金7,000万円、従業員510名）

- 船舶の修繕・改修サービス等を展開
- 新ドッグの増設による事業拡大に対応するため、本社機能（ビル）を新築し、整備



【事例】医薬品製造業（資本金70.3億円、従業員743名）

- 原薬の生産、医薬品の製造等を展開
- 既存の製剤棟と合わせ、原薬等の研究開発体制の整備・強化を図るため、新たにR&Dセンターを整備



3. 円滑な事業承継の実現に資する税制

事業承継税制の概要

⑩

- 中小企業の非上場株式が高く評価され、後継者の相続税・贈与税負担が高くなること、事業承継のネックとなっていた。これを解消するため、**平成30年度（2018年度）税制改正で、事業承継税制の抜本拡充（特例措置の創設）が実現。2024年3月に申請期限を迎える。**

	特例措置（平成30年度（2018年度）税制改正で実現）	一般措置
事前の計画策定等	特例承継計画の提出 (2018年4月1日から 2024年3月31日まで)	不要
適用期限	10年以内の贈与・相続等 (2018年1月1日から2027年12月31日まで)	なし
対象株式	全株式	総株式数の最大3分の2まで
納税猶予割合	100%	贈与：100% 相続：80%
承継パターン	複数の株主から 最大3人 の後継者	複数の株主から1人の後継者
雇用確保要件	弾力化 雇用維持要件は実質撤廃され、雇用5年平均80%を下回る場合でも猶予税額は納付不要	承継後5年間 平均8割の雇用維持が必要
事業の継続が困難な事由が生じた場合の免除	あり 株式売却、廃業時点の株価で税額を再計算し、承継時との差額を免除	なし

(参考：令和4年度税制改正大綱での書きぶり)

法人版事業承継税制については、**平成30年1月から10年間の特例措置**として、～略～抜本的拡充を行ったものである。～略～この特例措置は、日本経済の基盤である中小企業の円滑な世代交代を通じた生産性向上が待ったなしの課題であるために事業承継を集中的に進めるための時限措置として、**令和9年12月までの適用期限については今後とも延長を行わない。**

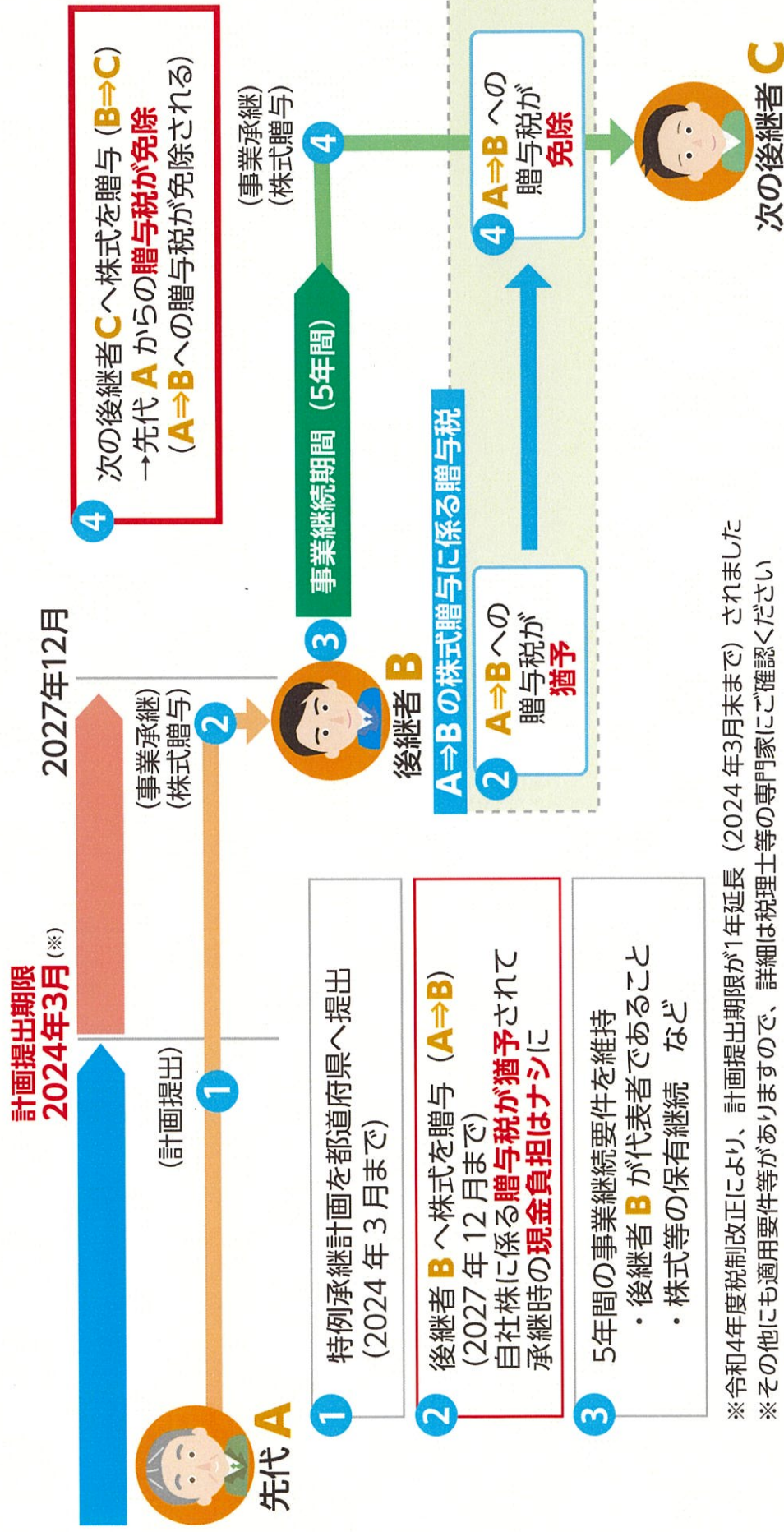
3. 円滑な事業承継の実現に資する税制

⑪

事業承継税制（特例措置）での税負担ゼロのケース

- 事業承継税制（特例措置）を活用すると、先代経営者（A）から後継者（B）に株式を贈与した場合の贈与税が猶予され、後継者（B）から次の後継者（C）に株式を贈与した場合に、先代経営者（A）からの贈与の際の贈与税が免除される。

【事業承継税制（特例措置）を使った税負担ゼロのモデルケース】



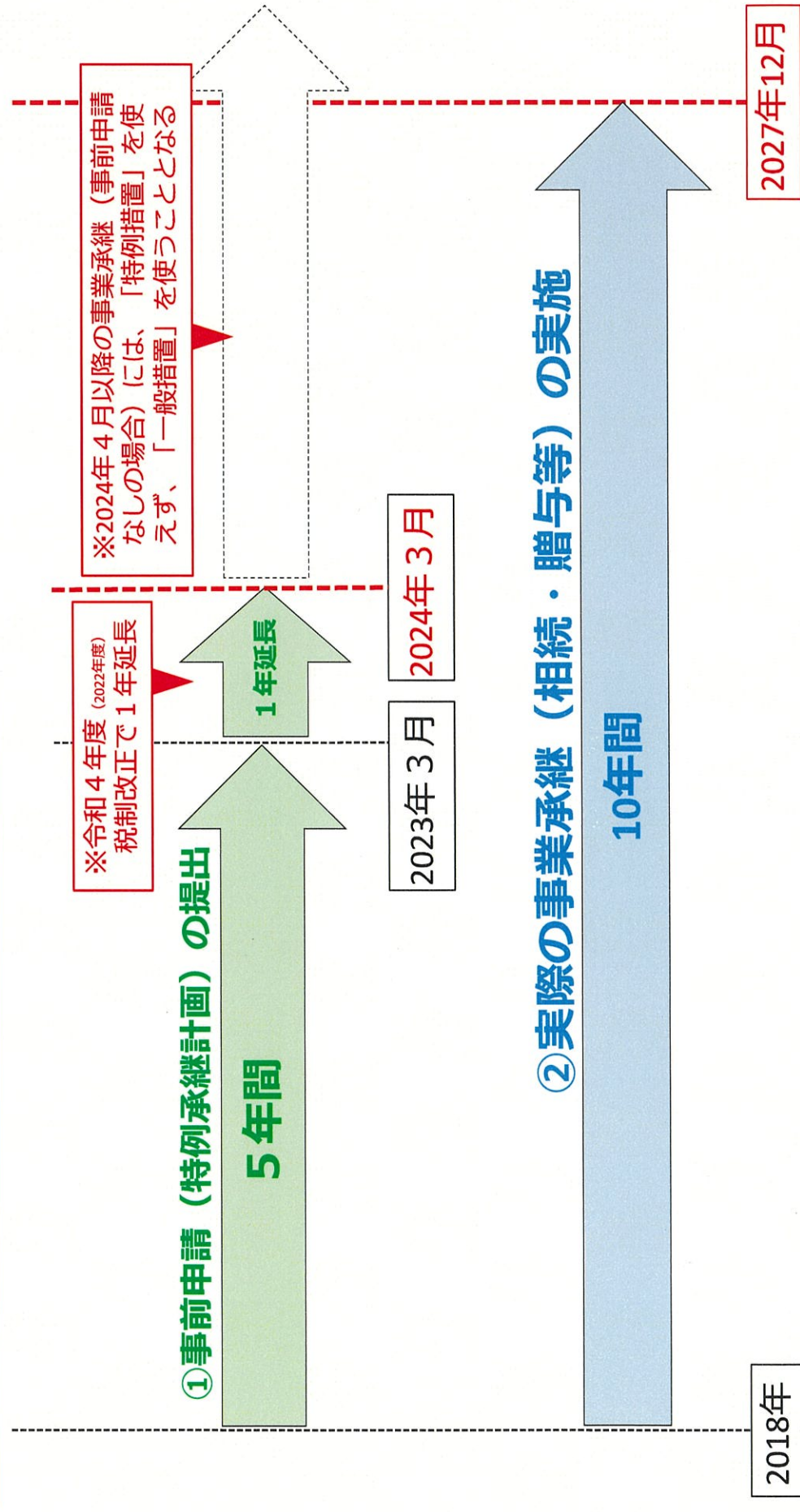
※令和4年度税制改正により、計画提出期限が1年延長（2024年3月末まで）されました

※その他にも適用要件等がありますので、詳細は税理士等の専門家にご確認ください

3. 円滑な事業承継の実現に資する税制

事業承継税制（特例措置）のスケジュール ⑫

- ①2024年3月末に事前申請（特例承継計画）の提出期限、②2027年12月末に実際の相続・贈与等を行う適用期限をそれぞれ迎える。
- 提出期限が延長されない場合、2024年4月以降の事業承継は、事前申請の提出がなければ、贈与・相続等時にキャッシュアウトを伴う「一般措置」に戻ることとなる。



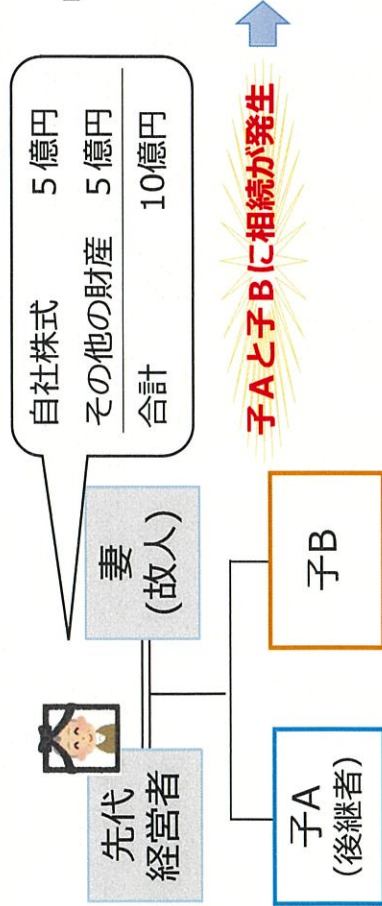
3. 円滑な事業承継の実現に資する税制

「特例措置」と「一般措置」の税負担の違い

⑬

- 「特例措置」では、自社株を贈与・相続するときの「税負担はゼロ」（全額納税猶予）。
- しかし、「一般措置」となると、一部しか納税猶予されず、「税負担が発生」する。

【先代経営者の死亡により、子2人が相続するケース】



■ 後継者が自社株式のみ取得する場合

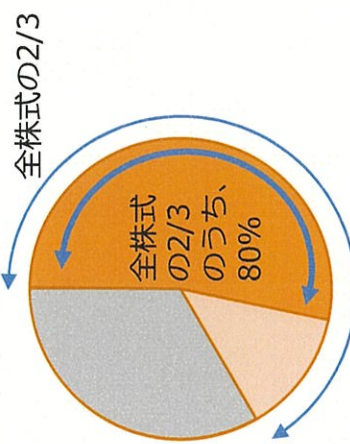
子A（後継者）の取得財産

- ・ 自社株式 5億円
- ・ その他の財産 0円

子Bの取得財産

- ・ 自社株式 0円
- ・ その他の財産 5億円

【参考】一般措置の猶予割合



相続の場合、全株式の2/3を対象に、80%（贈与は100%）を納税猶予する
⇒ 約53%（ $2/3 \times 80\%$ ）の猶予にすぎない

特例措置の場合

	子A（後継者）	子B
(1)取得財産	50,000万円	50,000万円
(2)相続税の総額	19,750万円	19,750万円
(3)猶予税額	△19,750万円	0円
(4)納付税額	0円	19,750万円

一般措置の場合

	子A（後継者）	子B
(1)取得財産	50,000万円	50,000万円
(2)相続税の総額	19,750万円	19,750万円
(3)猶予税額	△10,348万円	0円
(4)納付税額	9,402万円	19,750万円

自社株式の相続にあたり9,402万円の納税が必要！ ⇒ 円滑な経営承継や承継後の事業活動の妨げに！

3. 円滑な事業承継の実現に資する税制

⑭ 経営資源集約化税制（中小企業事業再編投資損失準備金）

- 経営資源の集約化によって生産性向上等を目指す計画の認定を受けた中小企業が、計画に基づきM&Aを実施した場合は、M&A実施後に発生し得るリスク（簿外債務等）に備えるため、M&A実施時に投資額の70%以下の金額を損金算入できる制度
- 計画の認定期限は2024年3月まで

M & A 実 施 時

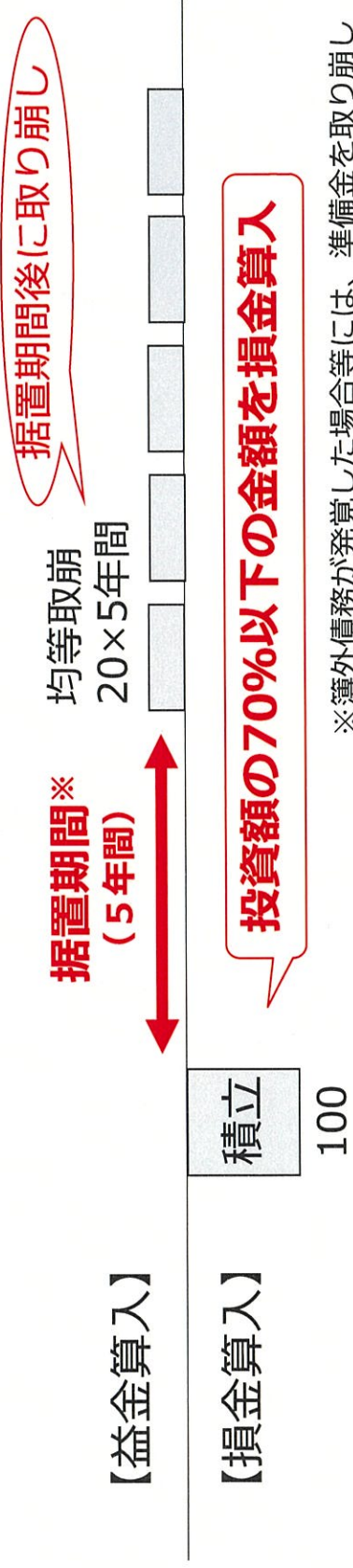
株式等の取得対価の70%以下の金額を準備金として積み立て ➡ 積立額を損金算入

取崩要件該当時

減損や株式売却等を行った場合は、準備金を取り崩す ➡ 取崩額を益金算入

5 年 経 過 後

措置期間後の5年間にかけて均等額で準備金を取り崩す ➡ 取崩額を益金算入



- (注1) 中小企業のM&Aには、大別して「株式譲渡」と「事業譲渡」のケースがあるが、簿外債務等のリスクをヘッジできない「株式譲渡」が対象となる
- (注2) 株式の取得価額が10億円以下の場合に限る
- (注3) 計画の認定期限は2024年3月31日まで

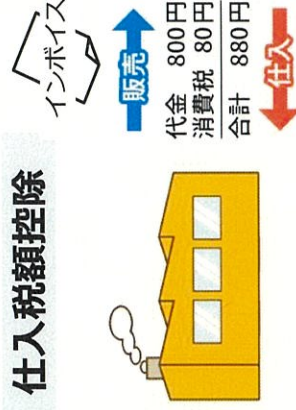
インボイス制度（適格請求書等保存方式）とは

- 2023年10月からインボイス制度が開始予定。インボイスとは、販売先に対し税率と税額を正確に伝えるための請求書を指す。インボイスを発行するためには課税事業者となり、事前に登録申請をする必要がある。
- 制度導入後は、仕入先等が発行するインボイスがないと仕入税額控除が受けられなくなる。^(※)そのため、自社の税負担が増えたり、（免税事業者など）インボイス発行事業者でない場合は取引を見直される可能性がある。
(※) 制度導入から6年間は経過措置あり

インボイスの記載事項

- ①発行事業者の氏名・登録番号
 - ②取引年月日
 - ③取引内容（軽減税率対象品目はその旨）
 - ④税率ごとに合計の対価の額と適用税率
 - ⑤税率ごとに区分した消費税額
 - ⑥交付を受ける事業者名

仕入税額控除



消費税の計算

$$\left(\text{売上に係る消費税} \right) - \left(\text{仕入に係る消費税} \right) = 20 \text{円}$$

インボイスを
受け取らないと
80円を仕入税額
控除ができない

▲インボイスのシメ

請求書

△△商事(株)
登録番号 T012345...

11月分 131,200円

× × 年11月30日

日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
合計		120,000円

消費税 11,200円

8%対象 40,000円
消費税 3,200円

10%対象 80,000円
消費税 8,000円

* 軽減税率対象

仕入先からインボイスを手で
きないと、自社は**仕入税額**控除がで
きないので、**税負担**の増加につな
がる**可能性**あり

自社がインボイスを発行しないと、
販売先は**仕入税額控除**ができない
ので、取引をしてくれなくなる可
能性あり

4. 納税環境の整備・納税協力負担の軽減

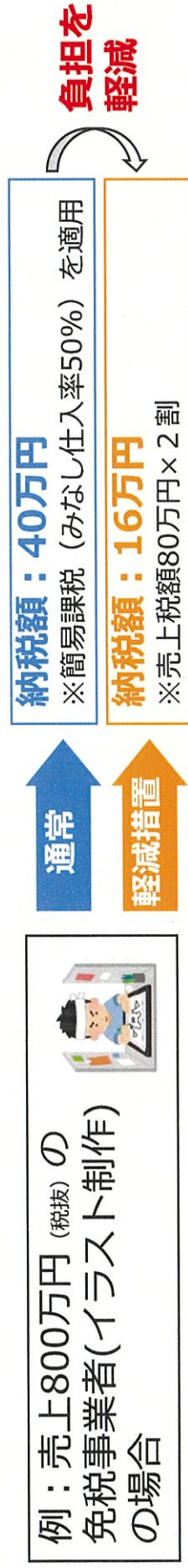
インボイス制度の中小事業者等の負担軽減措置

⑬

- 事業者の税負担・事務負担を軽減する観点から、令和5年度税制改正で以下の措置等が講じられた。

① 納税額に係る軽減措置（2割特例）

- 免税事業者がインボイス発行事業者になった場合の**納税額を売上税額の2割**に軽減する（3年間の経過措置）



② 事務負担に係る軽減措置（少額特例）

- 中小事業者等（※）の少額の支払い（1万円未満）について、**インボイスの保存を不要とする**（6年間の経過措置）

※前々年の売上高が1億円以下または前年の上半期の売上高が5千万円以下の事業者が対象



⑰ 電子帳簿保存法（電子取引のデータ保存）の要件緩和

- 電子帳簿保存法のうち、原則として全ての事業者が対応しなければならない電子取引のデータ保存について、中小企業等の経理事務の実態を踏まえ、以下の見直しが行われる

① システム対応が間に合わなかった事業者等への対応

- システム対応が間に合わなかった事業者等は、税務署長が認めた場合（事前申請は不要）、税務職員から提出を求められた際に**送付・受領した領収書をデータで提出できるようにしておく**（＝ダウンロードの求めに応じる）とともに、出力書面を保存しておけばよい

⇒ **多くの中小企業が「従前の保存方法のまま」でも対応可能に**

② 電子取引のデータ保存における検索機能確保要件の見直し

- **(1)** 「送付・受領した領収書をデータで提出できるようにしておく」ことを前提として、**検索機能の確保要件が不要となる売上高基準を「5,000万円以下」に引き上げる**
- **(2)** 売上高基準に関係なく、「出力書面を日付等ごとに整理して保存」し、あわせて「送付・受領した領収書をデータで提出できるようにしておく」ことを前提に、**検索機能確保要件を不要とする**

対象		I.改ざん防止措置	II.検索機能の確保	その他の要件
全ての事業者	原則	必要	必要	
	例外 ②-(2)	必要	不要	・出力書面を日付等ごとに整理して保存（売上高5,000万円以下の事業者は出力画面の保存も不要）②-(1) ・税務職員から求められた際にデータで渡す（データを消去しない）
	猶予措置	不要	不要	・出力書面の保存 ・税務職員から求められた際にデータで渡す（データを消去しない）

 日本商工会議所